

下関市立大学大学院研究科委員会規程第2条第3号に規定する学長が
研究科委員会の意見を聴く事項

下関市立大学大学院研究科委員会規程（平成19年規程第10号）第2条第3号に規定する学長が定めるもののうち、学長が下関市立大学大学院研究科委員会に意見を求める事項は、次のとおりとする。

1 組織運営に関する事項

- (1) 研究科長の候補者を選ぶこと。

2 経済学研究科の学生の学修に関する事項

- (1) 科目等履修生となる者に係る履修の許可をすること。
- (2) 特別聴講学生となる者に係る履修の許可をすること。
- (3) 長期履修の許可をすること。
- (4) 長期履修期間の延長又は短縮を許可すること。
- (5) 修士課程の在学期間を短縮すること。
- (6) 修士論文を提出することができる条件となる在学期間を短縮すること。
- (7) 特定の課題についての研究（プロジェクト研究）の実施を許可すること。
- (8) 特別聴講学生の推薦元となる候補の大学院と協議を行うこと。

3 入学選抜試験に関する事項

- (1) 大学院の入学選抜の第2次募集を実施すること。

4 その他の事項

- (1) 学生の懲戒の要否及び懲戒を要する場合はその内容を決めること。

以上